

学校選択制度

導入を検討しています

市は、将来を担う子どもたちが能力や可能性を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができるような教育の実現に向けて、さまざまな取り組みを行っています。
その取り組みの一つとして、学校選択制度の導入を検討しています。今月号ではその検討している内容や期待できる効果等についてお知らせします。

学校選択制度とは

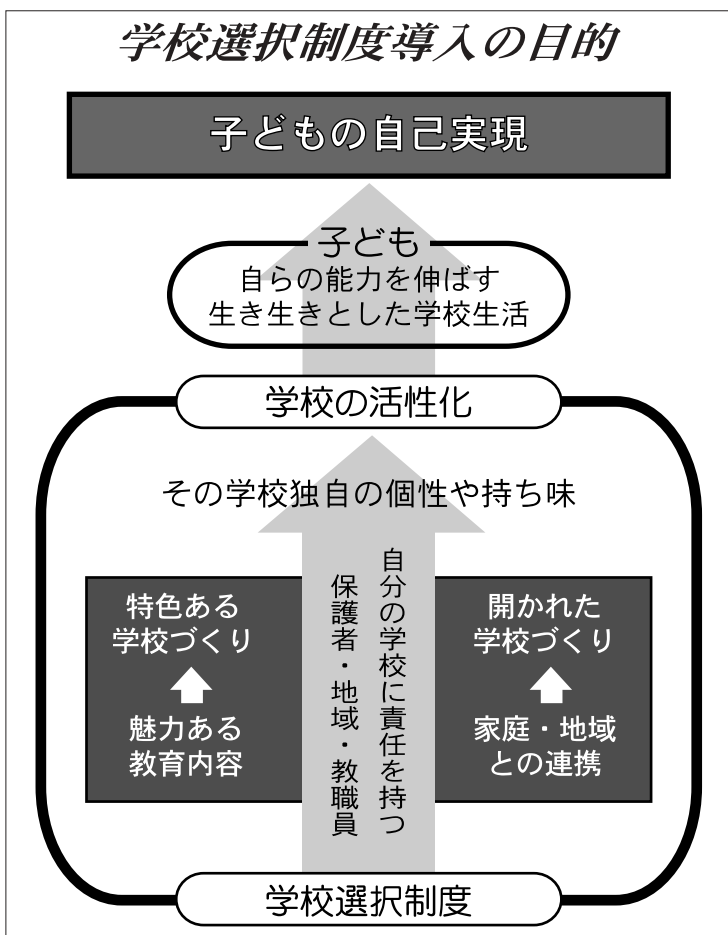
通学区域によって入学する学校を指定する現行の制度はそのまま続けて実施し、その上で希望する人は、他の通学区域の中学校を選択して入学することができる制度

この制度を検討する背景

現在、市立の小・中学校に入学する場合、学校は住んでいる地区で指定されます。これは、地域の子どもたちが、同じ学校に通うことができようようにするために、昭和28年から実施してきた制度です。しかし、社会情勢が変化し、様々な規制緩和の論議が進められるなかで、

- 子どもや保護者が自らの意思で学校を選択することができない
- 通学区域という規制が学校での

学校選択制度導入の目的



教育を画一的なものにしているなどの指摘を受けて、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校選択の機会拡大」が提言され、それに基づき実施、または実施に向けた検討を進めている自治体が相次いでいます。

このため、教育委員会では、現行の通学制度はそのまま継続し、子どもや保護者が、自ら入学する中学校を選択できる制度の導入について、検討を進めています。

また、市内の各学校でも独自の教育課程の編成、指導方法の工夫や改

善などによる特色ある学校づくりに取り組んでいます。

現在検討している内容は

昨年度から制度導入のための基本的な考え方を作成し、さらにより多くの市民の皆さんの意見を反映させるため、今年の7月から11人の学識経験者で組織する市立学校通学区域審議会で審議を始めました。

それに続いて、市内の全小学校を会場として保護者の皆さんや地域の方を対象に意見交換会を行いました。

学校選択制度 Q & A

制度導入の必要性は？

平成9年に当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」が通知されたことを契機にして、市にも、就学すべき学校の変更を求める保護者からの相談や要望が増えている状況です。

これまでの学校教育に対する画一的・横並びとの指摘から、校長・教職員には危機意識を持ち、切実感・使命感を持って教育改革に取り組むことが求められています。

保護者自らの意思で子どもに適した教育を受けさせたいという意識が高まる中、教育委員会には現在の「通学区域制度」の利点を生かしつつ、学校選択の機会を拡大することが求められています。

子どもが別の区域の学校に通うようになると、学校と地域社会との結びつきが弱まるのでは？

通学先の別を問わず、様々な取り組みにより培われてきた現在、住んでいる地域とのつながり、子ども同士の交流は以後も変わることなく続けられると考えます。地域の教育力は、その地域の子どものみではなく、広く市全体の子どもの対して発揮されるべきと考えます。

学校間の格差の拡大を促進するのでは？

義務教育では、一定の水準の教育が受けられるように、学習指導要領で定められています。各学校により、子どもや地域の実態、目標を達成するための方法・形態などに、当然、違いがでてきます。それは、学校間格差でなく、各学校の特色と考えています。

市立学校通学区域審議会は公開されるのか？

委員全員の意思により、何の制約も受けることなく自由な議論を尽くすため、審議は非公開で行うことになりました。

選択の判断材料とする情報の提供は？

学校の様子を直接目で確かめることのできる「学校公開」、「学校説明会」を実施するほか、各学校のあらましを掲載した「ガイドブック」の配布、各校のホームページによる学校紹介を予定しています。

公開抽選に対する心配は？

学校選択制度は、子どもや保護者の意向に配慮した工夫を行うために、現在ある制度を活用し、学校を選択幅を拡大するものです。子どもや保護者自らの意思と責任を前提として、一定の条件の中で実施することを事前に理解していただきます。

受入可能数を超えた場合は、抽選で入学する生徒を決めることが希望者にとって平等と考えています。

■基本的な考え方

□中学校に入学する新一年生を対象として実施します。

□通学区域による指定校には無条件で入学できます。指定校以外の学校に入学したいという希望があれば、すべての中学校の中から選ぶことができます。この希望者については、通学区域内の子どもの入学を優先した上で、教室数や新入学予定生徒数から算出した受入可能数の範囲で受け入れることとします。



□指定校以外の学校を希望した子どもが、全員その学校へ入学できることが望ましいのですが、希望者が各学校ごとの受入可能数を超えた場合は、公開抽選により入学者を決定します。当選

しなかった場合は、補欠として登録し、その学校で転出などによる欠員が出た場合、繰り上げで入学が認められます。

□この制度は、平成17年4月の新入学生徒（中学校の新一年生）から実施する予定です。

□こんなことが期待できます

○自らの意思と責任で、入学する学校を選択することによって、子どもの自己実現、保護者の学校への積極的な関わりが期待できます。

○学校と家庭・地域とのさらなる連携によって、その学校の特色が生まれ、学校教育のより一層の活性化が期待できます。

◆ 今後は、保護者の皆さんや地域の方の意見を基に、市立学校通学区域審議会で審議を深めていきます。

また、再度保護者の皆さんなどへこの制度について説明する機会を設ける予定です。

問合せ先 市教委企画総務課